

趣 意 書

現在、自動車業界は 100 年に一度の大変革期といわれ、自動車技術の高度化とドライブトレーンの転換、それに伴う自動車産業の再編、そしてユーザーのライフスタイルの変化によるクルマの使い方など、目まぐるしいスピードで変化を続け、自動車整備業界にもその変革の波が否応なく押し寄せております。

このように業界が激変している時にこそ、次の時代を担う若い会員が力を結集し、未来を見据えて何事も全力で取り組み自ら道を切り拓くことこそが極めて重要であると考えます。

このような観点から、岡山県自動車整備商工組合では、次代の整備業界を担う若手経営者や後継者が支部や地域の垣根を超えて集い、柔軟な発想で本音の意見を交わし、整備業界の発展に新風をもたらす新しいアイデアや若手によるスピード感ある行動力が必要であると考えます。そのために相互研鑽の場として、また、青年企業人として業界発展のための意見交換の場として、「岡山県自動車整備商工組合・青年部会」を発足することとなりました。

岡山県自動車整備商工組合 青年部会 規約

(総 則)

第1条 岡山県自動車整備商工組合の定款第64条にもとづき設置する青年部会の組織及び運営は、この規約の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本会は、次代を担う若きリーダーを中心として組織し、会員の研鑽と相互の連携を強め、組合の事業活動への参画協力を通じ、整備業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第3条 本会は、「岡山県自動車整備商工組合 青年部会（以下「青年部会」という）」と称する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は岡山県自動車整備商工組合におく。

(地 区)

第5条 本会の地区は、岡山県の区域とする。

(事 業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (2) 青年部会の組織強化の推進
- (3) 会員相互の情報交換や親睦を図るための会合の開催
- (4) 経営・整備技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第7条 本会の会員は原則として岡山県自動車整備商工組合、または（一社）岡山県自動車整備振興会への加入事業場に所属し、かつ原則として年齢が55歳未満の者とする。ただし、青年部会が特に加入を認めた場合はこの限りでない。

(加 入)

第8条 会員としての前条の資格を有する者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得て加入できるものとする。

(脱 会)

第9条 本会の会員は、次の場合、本会にその旨を通知し、脱会することができる。

- (1) 届出を提出して退会を申し出たとき
- (2) 会員が死亡、又は会員が属する事業場が廃止したとき
- (3) 本会を解散したとき

(除名)

第10条 本会は、次の各号に該当する会員を総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (2) 本会の事業の利用について不正の行為をしたとき
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき
- (4) その他、会員として適当でないと認められるとき

(役員の定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 3名以上8名以内
- (4) 会計 2名以内
- (5) 監査 2名

(役員の資格)

第12条 本会の役員は加入組合員事業場における法人の場合はその法人の役員、個人事業主の場合は代表者、または後継者となる者。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 役員の任期が満了しても後任者が決定するまでは、引き続き業務を執行するものとする。
- 3. 補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第14条 役員は青年部会の総会において選任する。

(役員の職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 3. 幹事は、会長および副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4. 会計は、本会の会計業務を執行する。
- 5. 監査は、本会の会計収支についてその内容を監査する。

(総会)

第16条 総会は年1回組合総代会前に開催する。ただし、会長が必要と認めた時及び会員の

過半数の請求があった場合は臨時総会を開催することができる。

2. 総会は次の事項を審議する。

- (イ) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (ロ) 每事業年度の決算及び事業報告
- (ハ) 役員の選任
- (二) 会員の除名
- (ホ) その他、本会運営に必要な事項

3. 通常総会は原則として毎年1回会長が招集する。

4. 総会は会員の過半数の出席によって成立し、出席会員の過半数の議決により決定する。

5. 総会の議長は会長がこれにあたるものとする。

(役員会)

第17条 役員会は会長、副会長、幹事、会計、監査をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2. 役員会は次の事項を審議する。

- (イ) 規約の変更
- (ロ) 入会者の承認
- (ハ) 総会に提出する議案
- (二) その他、本会業務執行に関する事項

3. 役員会は役員の過半数の出席によって成立し、出席役員の過半数の議決により決定する。

(定例会)

第18条 会員全員による定例会を原則として、3ヶ月に1回程度開催し、業界の諸問題等に関する意見交換並びに会員相互の親睦を深めるための懇談等を行う。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に開催することができる。

(会計)

第19条 本会の運営に必要な経費は、岡山県自動車整備商工組合及び（一社）岡山県自動車整備振興会からの助成金をもってこれに充てる。

2. 必要に応じ役員会の議決を経て特別会費を徴収することができる。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第21条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、役員会に諮り、会長が決定する。

附則 本規約は令和6年6月19日より実施する。